

第2回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会

議 事 要 旨

開催日時	令和4年8月19日（金）午後1時30分～午後3時20分	
開催場所	福祉交流館すてっぷ宮代 会議室	
委員6名	出席	吉澤久美子委員、高橋久美子委員、富澤美津江委員、田村安雄委員、齊藤由賀里委員、近藤莉歩委員
	欠席	
事務局	宮代町福祉課：宮野課長、小島副課長、荒川主査、埜中主任	

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 手話言語条例制定に向けた背景について
 - (2) 宮代町における手話に関する取組みについて
 - (3) 手話言語条例に盛り込む内容及び項目について
- 3 その他
- 4 閉会

【会議資料】

・第2回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会 次第

- (1) 手話言語条例制定に向けた背景について 資料1
- (2) 宮代町における手話に関する取組みについて 資料2
- (3) 手話言語条例に盛り込む内容及び項目について 資料3 資料4

1 開会

（小島副課長）

定刻前ですが御揃いのようなので始めさせていただきます。

本日の資料の確認です。

まず、次第、

資料1 手話言語条例制定に向けた背景について、

資料2 宮代町における手話に関する取組みについて、

資料3 埼玉県手話言語条例

資料4 埼玉県内市町の手話言語条例

になります。続きましてA4の両面 資料番号無しの 多様な言語を認め合う共生社会へ、手話でG02の冊子1部です。最後に（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会会議日程ということでA4 1枚があります。資料に不足はありませんか。

それでは定刻となりましたので、第2回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会をはじめます。

私は、本日の司会を務めます宮代町福祉課副課長の小島です。よろしくお願いします。

本日は6名の委員の御出席をいただいております。本委員会設置要綱第6条第2項に規定されております、委員の過半数が出席しておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行につきましては、委員長をお願いいたします。

吉澤委員長、よろしくお願いいたします。

2 議事

（吉澤委員長）

みなさん、こんにちは。本日もよろしくお願いします。（手話にて。）

私も検討委員になり、資料を読ませていただき、歴史もあり、大変な思いもありここまでできていると感じました。私も挨拶を格好良くできるようになりたいと思います。

それでは次第に基づきまして進行をさせていただきます。次第2 議事でございます。

本日の議題は、お手元の次第にございますとおり、3つございます。

上から順番に進めていきたいと思います。議事（1）手話言語条例制定に向けた背景について、資料1をご用意ください。

事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議事（1）手話言語条例制定に向けた背景についてご説明します。資料1をご覧ください。手話言語条例とその周辺の経緯です。H18年12月 国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択。手話が言語であることが世界的に認められる。H23 8月 障害者基本法改正。手話が言語であることを明記。H26 1月 障害者の権利に関する条約に日本が批准。H28 3月 埼玉県手話言語条例制定。

2 手話言語条例成立状況です。2022年7月11日現在、34道府県17区320市82町3村 計456自治体で条例が成立しています。埼玉県内の条例成立状況は今見ていただいている記載のとおりです。

（吉澤委員長）

ありがとうございます。ただいま、事務局より説明のあった内容について、質疑やご意見がありましたら、挙手のうえ、お願いします。

併せて今回いただいた資料の中に歴史の背景については詳しく載っていたと思いますが、皆さんで感じていることがあればだしていただければと思います。

（高橋委員）埼玉県の自治体数はいくつですか？

（事務局）63市町村です。

（吉澤委員長）

この近隣ですと久喜、蓮田、白岡ですかね。特になければ先に進みます。

続きまして議事（2）宮代町における手話に関する取組みについて、事務局から説明をお

願います。

(事務局)

議事(2) 宮代町における手話に関する取り組みについてご説明します。資料2をご覧ください。まず、意志疎通支援事業についてです。聴覚音声言語機能障がいのある方が、手話通訳者又は要約筆記者を必要とする場合に手話通訳者等を派遣し、聴覚障がいのある方等の福祉の増進と社会参加の促進を図るため、意思疎通事業を実施しています。

R3 派遣状況について手話通訳者派遣件数は8件、要約筆記者派遣件数が0件となっています。

次に手話奉仕員養成講座についてです。聴覚障がい者のコミュニケーション手段のひとつである手話を学び聴覚障がい及び聴覚障がい者への理解を深め、日常生活に必要な手話の知識や技術を取得することを目的に手話奉仕員養成講座を実施しています。

講座の種類は、入門編、基礎編、レベルアップ編があります。毎年3つのどれかを実施しています。

R3の開催状況につきましては、基礎編を実施しまして、受講者は10名でした。

小中学校の手話体験についてです。町内小中学校においては、総合的な学習の時間などで手話体験を実施しています。

災害時支援用バンダナの無料配布についてです。町内在住の聴覚障がいをお持ちの方に災害時支援用バンダナ無料配布の案内をしました。バンダナには、耳が聞こえません、手話ができます、という文字が表示されています。三角に折り返して身に着けることで、聴覚に障がいがあることや、手話や筆談でのコミュニケーションが必要であることを周囲の方に知らせることができます。また、手話ができる健聴者の方が身に着けることで聴覚障がいのある方が手話通訳者を探す目印になります。

H30年度に220枚作成しています。配布先については記載のとおりです。以上です。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。ただいま、事務局より説明のあった内容について、質疑やご意見がありましたら、挙手のうえ、願います。

(齊藤委員) 手話通訳者は職業ですか。手話奉仕員はボランティアなのですか。

(事務局)

手話通訳者は専門的な方で、職業としてやってらっしゃる方です。手話奉仕員はボランティアの方です。今日いらしている方は手話通訳者の方です。

(高橋委員)

裏面のバンダナは素敵な考えだと思っています。作成はH30年度とあり、配布先も記載されていますが、聴覚障がいと新たに身体障害者手帳を取得された方に、手帳を渡す際に窓口でバンダナを一緒に渡すということはされているのでしょうか。

(事務局)

新規の手帳取得者にバンダナを渡すということはしていません。申請があればお渡ししています。

(高橋委員)

バンダナが福祉課にあるということ、手帳申請者はわからないと思うので、窓口に来た時にこのような物がありますがどうですかと話したほうがよいのではないのでしょうか。

(事務局) そうですね。

(吉澤委員長) 220枚成したものは既にほぼ配布されている感じですね。

(事務局) 在庫はここにあるだけで50枚です。

(吉澤委員長) 備品として50枚あるということですね。他にいかがでしょうか。

(富澤委員)

確認です。配布先で、会員に渡すことができよかったですと思っています。一番下の手話通訳などの協力者35枚がどういう方に配布しているのか、他に手話通訳している人がいるのか、わからないのですが。

(事務局) 通訳者というよりは、手話ができる方ということですよ。

(富澤委員) 手話ができる方というのは、一般の町民の中にあるということでしょうか。

(事務局) 手話ができる方がいて、申請があれば渡しています。

(吉澤委員長)

宮代手話の会には所属されていなくて、個人で手話ができる方で、持っていないから欲しいですという方がいらした時に渡しているということですか。

(事務局) はい。

(近藤委員) 手話奉仕員養成講座を受講された方ということでしょうか。

(事務局) そういう方も入るかと思います。

(吉澤委員長)

35枚というのはH30年からコンスタントに渡す方が増えているということですか。それともH30年の時に知っている方に35枚配布したということですか。

(事務局)

作った年に配布したものが多いです。その後はそんなに配布しているということではないです。そのような経緯です。近藤さんがおっしゃったように養成講座参加者にも配布しているという状況です。

(吉澤委員長)

R3年度派遣状況についてですが、手話通訳者派遣件数8件、要約筆記者派遣件数0件というのは、この程度しか利用が無いのかと感じましたが、どうなのでしょう。富澤委員さんのほうが詳しいでしょうか。近隣の市町村と比べてどうなのでしょう。

(富澤委員)

私のわかる範囲では、手話の会にいらしている方の状況しかわかりません。会員の方以外の聴覚障がいの方の状況はわかりませんが、町での派遣ではなくて、情報センターに依頼をして福祉課のほうから来てもらっています。聴覚障がいの方が病気になったり、急に病院に行きたくなったりしても、すぐには派遣できないということもあります。前もってわかっていたら、福祉課に派遣依頼ができますが、なかなか聴覚障がいの方の中にはうまく使えていない方もいることが予想されます。もう一点は行事の時も聴覚障がいの方が参

加するので前もってお願いしますとすると派遣されます。前もって通訳の準備をしていただくことは宮代ではできないので、今回は利用しないですとなっていることがあるのではないかと思います。

(吉澤委員長)

派遣にあたっては時間がかかるので、事前に申し込める状況でなければ現実的には使えていないという状況ということですかね。

(高橋委員)

聴覚障がい者の会員の方がいるのですが、総会をやる時に、手話通訳の方はお願いをします。要約筆記について聴覚障がい者の方にどうするか相談すると、要約筆記をお願いするには決まりごとがあるようで、浦和などに習いに行く必要があるので、自分でタブレットを持ってきてなんとなくわかれば大丈夫なので書いてということで、あえて要約筆記をお願いしていないこともあります。要約筆記はできないけれども傍についてと、仲間同士でやっています。

コロナ禍なので総会も実施できていないのですが、過去にはそのような形をとってきました。

(富澤委員)

家族がいらっしゃる方はどうしても家族にお願いをして通訳をしてもらっています。コロナのワクチンの時も、ワクチン接種の予約変更したいというのが、スマホが無理で電話も出来ないということで困ったという話がありました。会員の中で代わりに電話をしたり、福祉課の手話ができる職員が対応したりということもありました。本来であれば通訳者がつけば、職員の時間をとることもないのではと思いました。

(近藤委員)

知り合いの方やご家族の方が対応しているという状況ですね。

(吉澤委員長)

日常的に手話が通じる人がいれば生活しやすい環境になるのではないかとということですね。事務局で窓口での手話の必要な方についてのエピソードはありますか。

(事務局)

手話通訳の依頼という部分でいいますと、10年程前ですと複数人はいらっしゃいました。その方々が高齢や死亡により、手話を必要としていても、なかなか外出する機会が無くなってしまっていて、派遣に至らない方が増えています。

ここ1、2年については、この手話通訳者派遣8件についてもほぼ同一の方に対するものになっています。ほぼ1人の方が手話通訳者の派遣を要請しているという状況です。R3年度で1人転出された方もあり、更に利用される方が減ったということになっています。使い勝手の点で申し上げますと、情報センターにお願いしてきてもらうので調整に時間がかかるので、派遣まではいいかなとなる方もいらっしゃるというのが現実です。

(吉澤委員長) 宮代町で手話が必要な人を福祉課で把握していますか。

(事務局)

4、5人は把握しています。高齢になり、手話を使いながら外出をする機会が無いという

ところになってきていると思います。

(吉澤委員長) 田村委員はどうですか。

(田村委員)

役場に行った時には、手話のできる人が役場にいないと帰ります。改めて家からスマホでメールを送り、日程の調整をしてお会いするということをしています。他で言えば、手話通訳者がいないので、福祉課で手話のできる方がいれば他の課と一緒に来てもらったりしています。これからもできればありがたいと思います。例えば税務課に手話のできる方がいればありがたいと思います。

(吉澤委員長) 手話のできる方は何人役場にいますか。

(事務局) 日常会話レベルができるのは1人です。

(田村委員)

私が知っている範囲では2人か3人だと思います。入門の講習を受けていただければ対応が出来るのかなと思います。講習会に来た方はわかるけれども、それ以外はわかりません。

(事務局)

R2に入門、R3に基礎、今年度にレベルアップという形で実施をしていて、そこに参加している職員で最終的なところに行っているのは4人です。日常会話を普通にできるのは福祉課で1人です。

(吉澤委員長)

宮代の手話の現状をイメージできましたでしょうか。手話講師養成講座は3年でワンセットですか。

(近藤委員) 基本はそういった形ですね。

(吉澤委員長)

毎年全てをやるのは難しいということですか。R2に受けた人がR4終わるまで、次にやりたい人は受けられないということでしょうか。

(近藤委員)

1回が24回のコースなので長いのです。週1回でも6か月ほどかかるので、入門、基礎まとめてやってギリギリというところです。1年ごとに実施するというのは主催者も参加者も厳しいというところです。受講生も1年間毎週参加というのは厳しいと思います。

(吉澤委員長)

それは1年ごとでも良いのですが、今年受講したい方が3年間待たないと受講できないという状況ということですね。

(近藤委員)

その場合は、近隣の市町村でもやっているのでも、他市町村でも参加することができます。基本はそこに住んでいる方が優先となるのですが、枠が空いていれば他市町村でも参加することができるというところです。

(吉澤委員長) どこの市町村も同じ内容で実施しているのでしょうか。

(近藤委員)

レベルアップ編についてはまちまちだと思います。入門編と基礎編については基本の形があつてというところですか。内容や回数は市町村によって違っていると思います。

(事務局)

補足です。10年くらい前に近隣で役割分担をして、例えば宮代が毎年入門、白岡が基礎という形を取ればということで調整をしようと思いましたが、他の市町がのってくれなかったので調整できなかったというのがあります。

(富澤委員)

10年前は、白岡市は広域でやろうとありましたが、市の中でも現在は派遣を行っている状況です。宮代町は残されているという状況です。市で立ち上がったところは、手話奉仕員だけではなく、通訳者養成講座も開催して、市の通訳者育成もしている所以他市町からの受講はなかなか認めてもらえない状況です。手話奉仕員は認めてもらったりもしていますが、その上のレベルを学びたいと思っても難しいと思います。

(吉澤委員長)

宮代町の場合、手話通訳者を目指したい場合は、県の研修に行くということですか。

(近藤委員) 手話通訳者に関しては、県の研修があるのでそこに行くことになります。

(吉澤委員長) それを白岡市は市でやっているということですか。

(近藤委員)

県の手話通訳者と市独自の手話通訳者の養成と派遣事業を持っています。独自で育てて、そこで派遣事業もやっているということですか。

(富澤委員)

独自というか県と市を兼ねている方もいます。市で派遣制度があるところはそこで登録すれば市の派遣が優先だとあるということがあると思います。

(吉澤委員長)

市で派遣事業をやると情報センターを通さなくても直接白岡市に登録している手話通訳者にまずあたってということでしょうか。

もう一点よろしいでしょうか。小中学校でやる総合的な学習の時間を使ってというのは、小学校4年生で福祉教育の時間のコマを使ってということでしょうか。

(近藤委員)

社会福祉協議会が窓口となっているのですが、小中学校での手話体験は福祉教育の一環です。手話体験に関しては宮代手話の会の方が講師として一緒に行ってもらって、あいさつや、自己紹介を教えてもらっているという形です。町内4年生が対象となっていて、中学校は1校から3年生を対象に依頼が入っています。

(吉澤委員長) 通年をとおしてということではなく、ピンポイントでということでしょうか。

(近藤委員) 依頼がきたら対応しています。

(吉澤委員長)

大体項目についての質問は出ましたでしょうか。これからの議論で、宮代の現状は大事なことになってくるので。宮代手話の会の方の中には聴覚の障がいがあつて手話を必要と

している方は何人くらいいますか

(富澤委員)

4人です。以前はもう少しでしたが高齢になり、通うのが大変になってきたり、体調を崩したりということで、現在は4人です。

(吉澤委員長)

事務局からも、ご高齢になってきて利用できる方が少なくなってきたという話がありましたが、若い方たちはどうしているのでしょうか。家族が対応されているのでしょうか。

(近藤委員) 若い方は何人くらいいるのでしょうか。

(吉澤委員長) 何か情報はありますか。

(富澤委員)

以前見学に来た若い方は、2年くらい前に金曜日の夜の勉強会に何度かいらしていました。仕事をしていたり、スポーツが好きで取り組んでいると聞いていました。若い方はスマホを利用したり、仕事を忙しくこなしたりして、それなにやっているのではないのでしょうか。

(近藤委員) SNSでコミュニケーションをとったりしていたと思います。

(吉澤委員長)

時代がかわってきているのでしょうか。若いうちにご家族がいたり、学生時代の友人のコミュニティがあったりですが、仕事をやめた後などは自分のコミュニティが狭くなっていくのでしょうか。

(近藤委員)

聴覚障がいの方の知り合いは田村さんいますか。若い人で困っていることはあるのかという話です。

(田村委員) わかりません。

(吉澤委員長) そういう方は何を求めているのか気になるころではありますよね。

(近藤委員) 福祉課の窓口にもいらっしゃらないのでしょうか。

(事務局)

対象の方はいるのかもしれませんが、情報を取り入れるのも自分でできているので、うまく端末を使って会話を成立させているのではないのでしょうか。あとは家族が間に入れているのではないのでしょうか。どこまでの方を若いと分類するのかというところですが。比較的若い方たちからの手話関係の問い合わせの部分の話はあまりありません。

(富澤委員)

私の思っていることですが、若い方はスマホや職場での補助があれば自分の周りのことは出来ると思います。健常の人とも仲間として行動できている人が多いと思います。ですが、何か講演会があるという時に、通訳がないとわかればつまらない、行かないとなると思います。なので、必要としないというわけではなく、テーマが自分に興味があれば参加したいと思う方もいると思います。要望がないからつけなくていいということではなく、行政側にて、障がいがある方にも情報がいきわたるように考えていく必要があるのではないかと思います。

(吉澤委員長)

とても大切なお話だと思います。声をあげていないわけではなく、声をあげる前に諦めている方がいるということですね。スマホが使えて満たされているからいいやとなっているのだと思いますが、世の中には情報はもっとたくさんあって知る機会があるのに諦めているのではないかというところですね。

なかなか実態を本人たちから聞く機会を得られないですね。福祉課でも環境を整えていくにあたってはそういった方の声を拾う心がけが大切だと思います。あとはいかがでしょうか。宮代の現状がわかってきたかと思いますが、また質問していただければと思います。

続きまして議事(3)手話言語条例に盛り込む内容及び項目について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事3 手話言語条例に盛り込む内容及び項目についてです。関連する資料についての説明です。資料3をご覧ください。こちらは埼玉県手話言語条例です。第1回の時に希望がありましたので、資料として配布しました。次に資料4をご覧ください。埼玉県内市町の手話言語条例を1つの資料にまとめたものになります。白岡市、久喜市、三芳町の手話言語条例を並べたものになります。白岡市と久喜市は宮代と近隣であります。三芳町は県内市町村の中で人口が宮代町に近いものです。3つの条例とも全国ろうあ連盟の市町村条例のモデル案と同様のものとなっています。いずれにも共通していることは第1条の前に条文として前文があるということです。今回配布はしておりませんが、前文がないところもあります。特徴としては、白岡市の条例の名称が「白岡市心をつなぐ手話言語条例」となっていることです。推進方針の規定については、白岡市は推進に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする、となっていますが、久喜市と三芳町は「市、町が推進方針を策定するものとする」とあります。また、施策の推進のため、ろう者その他関係者から意見を聞く場を設けることが規定されています。こちらの資料については以上となります。

次に、多様な言語を認め合う共生社会へという資料をご覧ください。こちらは埼玉県聴覚障害者協会から提供していただいた資料です。さまざまな視点から手話言語は言語であることと、多様な言語があることが書かれたものとなっています。

次に手話でGO2という資料をご覧ください。こちらは全日本ろうあ連盟HPに掲載されている資料です。30ページから手話言語条例のことが記載されています。条例における都道府県、市町村の役割について整理して記載されています。31ページをご覧ください。市町村手話言語条例のポイントということで、市町村の責務が(1)から(3)に記載されています。

- (1) 手話でコミュニケーションしやすい地域社会を構築すること。
- (2) 手話の普及と手話による意思疎通と社会参加の保障を行うこと。
- (3) 市町村民や事業者は、市町村の施策に協力し、手話の普及やろう者が利用しやすいサービスや働きやすい環境を整備する役割があること。また、ろう者自身も理解の促進及び

手話の普及の役割があること。

となっています。市町村条例の施策ということで、(1) から (3) まで書かれています。

- (1) 手話でコミュニケーションしやすい地域社会を作る。
- (2) ろう者にかかわる公的機関をはじめ、商業施設などの企業、町内会などの住民、地域の小学校・中学校などへ手話を普及すること。
- (3) 手話奉仕委員養成講座の開催や手話通訳者の配置、手話通訳者の身分向上など、手話通訳制度等の施策推進。

が書かれています。

49 ページ、50 ページに市町村手話言語条例モデル条例案が掲載されています。関連する資料の説明については以上です。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。事前にお目通しいただいていると思いますが、ただいま、事務局より説明のあった内容について、質疑やご意見がありましたら、挙手のうえ、お願いします。

(齊藤委員)

前文のある市町村、ない市町村があると聞いたのですが、前文がすごく大事だと思いました。町の人たちに何故今手話言語条例なのかをわかりやすく伝えるものだと思います。

(吉澤委員長) 前文に思いが込められているのだなと思いました。

(近藤委員) ここに違いがでますね。

(高橋委員) 硬い文章はその先読む気がなくなりますね。

(吉澤委員長)

この条例は、手話は言語であるという話であるので、町民全てに関係してくるもので、一部の人に対するものではないということですよ。なので、わかりやすい言葉をつかって気持ちが届くような前文というのがとても良いのではないかと思いますよ。

白岡市が条例に名前をつけたのもそのような想いを込めたのかなということが伝わってきますね。何か、ここにはこれを盛り込んでもらいたいというようなことはありますか。

(富澤委員)

前文は大切だと思います。前文をつけていないところは目的に加えているところもありました。しかしやはり前文の中に宮代町のこうしたいというものを入れたらよいのではないかと思います。前文の中に3つのことは入れてほしいと思いました。①手話とは何か ②ろう者と手話との関わり ③今までの社会的な背景 ④条例ができたあとの宮代町はこうしたいということ。これらを盛り込んでもらえれば良いのかなと思いました。

(吉澤委員長)

①手話とは何か ②ろう者と手話との関わり ③今までの社会的な背景 ④条例ができたあとの宮代町はこうしたいということ。ですね。ありがとうございます。田村委員さんありますか。

(田村委員)

今文章を読ませていただいて、これを読んで硬いと思いました。知識が無いので、耳の

聞こえる人に細かく内容を教えてもらえばわかるけれども、読んだだけでは理解が難しいです。やはり硬いと難しいので、私も調べてみたものつかみきれないところがありました。

(吉澤委員長)

条例の中身の部分は行政的なものになるので専門的な言葉は仕方がないと思いますが、いかに前文で町民の心をつかむかが大事だと感じます。やわらかい言葉を使うのがいいかと思います。

(富澤委員)

盛りすぎるとただで敬遠されてしまうと思います。長くなりすぎないようにまとめたほうがいいのではないのでしょうか。町民みんなの条例なのでわかりやすくがよいと思います。

(吉澤) 想いを込めすぎて長すぎても敬遠されてしまいそうですね。

(富澤委員) 3つの中では、ボリュームは白岡市くらいがいいのではないのでしょうか。

(齊藤委員)

基本は全日本ろうあ連盟が出している前文は難しいので、手話は言語であるということをおさえて、ろう者の歴史を述べて、言語として手話が位置づけられた、宮代町は共生社会を作りたいというように順を追って書いたらどうかと思いました。

(吉澤委員長)

そうですね。事務局から前文について委員に求めておきたいことはありますか。なんとなく想いは伝わりましたでしょうか。たたき台をもらってというところですが、わかりやすく、端的に、ですます調でお願いできればと思います。

(齊藤委員) ですます調がいいのではないのでしょうか。

(吉澤委員長) 白岡市はである調でありますね。

(齊藤委員)

手話でG02の中に「耳の聞こえない人」と表現されている。「耳の聞こえない人」という表現が私にとってはわかりやすいですが、それで良いのでしょうか。ろう者とどう違うのでしょうか。

(富澤委員)

私も「ろう者」「耳の聞こえない人」「手話を必要とする人」という表現が気になりました。宮代町の現状をみると、ろう者としてしまうと、親近感がないから町民の方からすると、ろう者とは何だろうかとなると思いました。私としては「手話を必要とする人」という表現がよいと思いました。耳の聞こえない人とすると、高齢で難聴になった方も含まれてしまうと思います。

(齊藤委員) そういった方は入らないのでしょうか。

(富澤委員)

町民全員が関係するもので、この手話言語条例は手話を言語とすることとして条例を作るので、健聴者の聞こえる人も必要なことなのです。手話を言語とするといったときに耳が聞こえない人が手話を学ばなければならないので、ろう者と同じ意味合いで使うのであ

れば耳の聞こえない人とイコールにしてしまうとどうなのかと思います。手話を必要とする人と必要としない人がお互いの理解を広めるため、コミュニケーションをとれるような町づくりが必要だと思います。

(近藤委員)

手話を使わない人もいます。耳が聞こえない人としてしまうと、つかわない層もはいつてしまうのでわかりにくいかなと思います。

(吉澤委員長)

中途障害で耳が聞こえなくなった方とか、聞こえづらいが少し聞こえる人というのは、日本語を学ぶことはできていて、健聴者とかわらない学びをえられる可能性が高いわけです。ろう者は全く聞こえない世界で生きていくということで、日本語の獲得が難しいので、手話は本人たちにとっての母国語という位置づけです。その方たちが日本語と同じような第一言語として生きていくためには私たちもそれに対する理解があつてはじめて日本語と同じような感覚が得られるというところだと思います。そういう意味で、ろう者というと馴染みもないと思います。

(齊藤委員) 生まれながらに耳が聞こえない方をろう者というのでしょうか。

(富澤委員) 聴覚障がい者の中に、ろう者、難聴者、中途失調者というくくりがあります。

(吉澤委員長)

「手話を必要とする」という表現が一番網羅され、しっくりくるのではないのでしょうか。

(田村委員)

私の場合は、中途失聴で手術をしました。聴力は落ちており、右耳に頼っています。年をとって右耳も衰えてきています。30歳の時には補聴器を使っていました。相手と会って話をすることができました。口の形を読むことによってコミュニケーションをはかることができていました。私の場合は難聴であり、中途失調であり、どちらとはいえません。生まれた時から左耳は聴こえません。自分自身はつきりわかる状況ではありません。小学校に入った時に難聴という言葉はまだありませんでした。結果として私は難聴なのかなと思っていました。20歳の時から手話を使っています。そのような感じです。私の立場としてお話ししました。

(吉澤委員長)

田村委員委ついては、少しは聴こえていたけれども、手話を獲得することにより、話せる相手が広がったとうことですね。手話はあつてよかったし、必要だということですかね。

(田村委員)

手話ができることで会話を楽しむことができました。相手が誰かということではなく、それぞれに会話を楽しむことができました。

(吉澤委員長)

貴重な体験話ありがとうございます。今時点では「手話を必要とする」という表現が一番しっくりくるという感じでしょうか。たたき台を事務局が作るにあたって、大事にしてほしいことがあれば出してもらえればと思います。

(高橋委員)

自分は手話が出来ないので、そういう方とはラインの交換をしてやりとりしています。それまで気が付かなかったのは、自分は耳が聞こえているというところで、「てにをはがわからない」とうことがわかっていませんでした。そういう方が多いとは思いますが、

その辺の理解を私たち側に広める必要があるのではないかと一番感じました。

(吉澤委員長)

宮代の現状で、手話に触れる機会が、福祉的な時間だけではなく、手話にふれる機会が日常的、定期的にあればよいのにと 생각합니다。歌声週間で、一年に一回手話を覚えてみたり、挨拶は手話を取り入れてみたり、簡単な手話が覚えられる表が貼ってあるなど、あったら良いのにと 생각합니다。授業ではなく日常的に手話に触れる機会があればと思います。クラスに手話が必要な子が来たから覚えるということではなく、英語を覚えるのと同じ感覚でできればいいと思います。特に子供は吸収がよいので、抵抗なく楽しみながら学ぶことができると思うので、町中で環境づくりができればいいと思います。必要としている人にだけに情報を届けるのではなくということですね。

(齊藤委員)

条例が出来たらキャンペーンのようなものはやるのですか。条例が出来ました、だけでは、誰もわからないと思います。広報に載せるだけでは広まらないと思います。

(吉澤委員長) 今の段階で作戦などありますか。

(高橋委員) 学校の階段など目にとまる場所にあればいいのではと思いました。

(近藤委員)

子供たちの関心が高くて、手話を選んで学んだ子供たちは、授業が終わった後も自己紹介をしあったりして、子供たちにとっては抵抗なく学ぶことができるものなのかなと思います。

(吉澤委員長)

子供たちは覚えたことを忘れないですね。町が施策として取り組めることが盛り込めればいいと思います。

(近藤委員) 推進方針のところにそれが関わってくるのですかね。

(富澤委員)

施策についてですが、勉強会の時の講師の講演の際に、条例ができた後にかわったことということで、いくつか例があったと思いますが、小鹿野町や白岡市、チラシを作って簡単な手話を載せるなどありました。私が重要だと思うのは、基本理念も大事だと思いますが、これはモデル案にもあるので、町民にわかりやすい言葉で作ってもらえればと思います。6条にある施策の推進方針を、できれば白岡市、6条の文の中で手話を使いやすい環境の整備推進に関する施策を策定し、と文の中には入っていますが、具体的なものがないと思います。どうしてもこれでは何をするのかかわからないと思います。曖昧さを感じました。ここには箇条書きで、宮代町でどういうことをやっていくのかを、町によっていくつになるかもまちまちですが、現状に合わせて考えて手話の理解と普及とを、情報の獲得、手話通訳の意思疎通のこれからの推進の過程、課題を3、4つに絞り掲載すればよいのではない

かと思えます。

(吉澤委員長)

富澤委員のお話ですと、白岡市のような書き方では何でもあるようでぼやけてしまっているんで、白岡市のようなものではなく、町で進めていこうと思っていることを、久喜市や三芳町のように方針を明記したほうがよいのではということですね。

(事務局)

今の部分でいいますと、白岡市は箇条書きで入れてしまうと、書いたことにロックされてしまってそれ以外はやらないとなってしまうのであえて記載していないのだと思います。ここには明記しないで、自分たちで推進しますというような条例になっているのだと思います。富澤委員のおっしゃっていることに関しては、三芳町の内容にして、断続的に町長が認める事項というような言いぶりも入れておくとプラスαのところもやっていけるよというところなのかと思います。

(富澤委員)

これは言語条例の文面だけですよね。あらためて推進方針を作っているんですよね。これには無いですが、それぞれ、条例を作った市町村ではそれにあわせて推進方針を作っているのですよ。例えば手話に対する理解及び普及に関する施策の推進方針を細かく（小中学校で手話を学ぶ機会を提供する、リーフレットを配布するなど）、条例を作ったら終わりではなく、施策を策定していかないと作っただけで終わってしまうと思います。きちんと進めてほしいと思います。

(吉澤委員長)

富澤委員の話は、具体的な施策内容を考えていくにあたって当事者や関係者の意見を取り入れて実行できるようにしていくことと、私もいろいろな委員会の経験から、施策を作るところで解散となってしまいますが、進捗管理ができるような場が大事で、そこに当事者や関係者が参画して行政と作っていくことが大事かなと思います。ここに書かれているものは「意見を聞くものとする」というような形で単発なのですよね。進捗管理のようなものがないですね。

(近藤委員) モデルでは見直しを行うとありますよね。

(吉澤委員長)

そこは私もポイントかなと思います。宮代町にもぜひそのような方向で考えていただければと思います。

(近藤委員)

質問です。この委員会は推進方針を定めるところまで関わるのか、条例だけなのでしょうか。どこまでやるのかという確認です。

(事務局) こちらの検討委員会では、条例案策定までです。

(近藤委員) 推進方針はまた別ですね。

(事務局) はい。

(吉澤委員長) またやる場合は委員が任命されてということですね。

(齊藤委員)

推進方針は箇条書きにして、その具体的な内容はまた別の委員会ということですか。

(吉澤委員長)

検討する会議や、施策を考えるだけではなく、私は推進管理をしていく場を設定するという形のものに是非してもらいたいと思います。

富澤委員や田村委員はそこで取り組んでほしいことは山ほどあると思いますが、ここは条例を考える場なので、ここには盛り込めないで、町民参画をしていけるものにしてほしいと思います。いかがでしょうか。今日大事だというお話は、

①前文をわかりやすく、端的に想いを伝えていくというところですね。手話とは何か、ろう者と手話とのかかわり、歴史的なこと、宮代はこれを目指していきますというところですね。

②色々な表現がありますが、この条例では、「手話を必要とする人」という表現がよいのではないかというところ。

③施策の推進方針のところでは、目指すところを箇条書きにして、ここに書いてあることしかできないのではなく、町長が認めるもののような文言も書き加えるということですね。

④条例が出来たあとも、推進していくことに関して、当事者、関係者、町民が参画して推進していく協議の場を設けること、ということ盛り込んでいく。というあたりが今日の出た意見というところですかね。伝え漏れ、言い忘れていることはどうでしょうか。

(富澤委員)

6条について確認です。箇条書きにしてある内容は、施策ですよ。これを推進するための方針として推進方針を作るということですよ。近藤さんもおっしゃっていましたが、条例ができたあとに、施策に対する推進方針を作るための会議を設けているのですよね。私たちの役割には加わっていないのですよね。欲を言うと、施策に対する推進方針の策定の時に手話を必要とする人も含めて推進方針を作れるようにしてほしいと思います。

(近藤委員)

「つとめる」ということではなくて「設けなければならない」と載せてほしいですね。市町村によって条が抜けているところもあるのですよね。例えば5条や6条のように市町村により抜けていることもあるのですよね。事業者の役割はどうなのでしょう。三芳町は抜いているようなのですが。

(富澤委員)

私も当事者ではないので、わかりませんが、三好町は制定がはやいのだと思います。広まっていく中で他市はそれぞれが加えたりしているのだと思います。中には町民と事業者の役割をひとくくりしているところもありました。そのあたりは町独自に変えたのではないのでしょうか。

(近藤委員)

事業所と明記した方がわかりやすいのではないのでしょうか。個人的には明記した方がいいと思います。

(吉澤委員長)

そうですね。その方がわかりやすいですね。そこで働く人たちが意識を持つにはそうですね。事業者の役割も項目として載せていきましょう。他はいかがでしょうか。

(富澤委員)

最後の財政については、やはり入れなければならないと思います。予算をとれる根拠がかわってくると思いますので。

(吉澤委員長) 久喜市はなぜ入っていないのでしょうかね。

(富澤委員)

前回の講師の話の中で、久喜市もあとで考えて足りなく、防災を付け加えたということもあったと思います。6条の3項、条例の変更にあって、市民と関係者より意見を聞いて、変更などをされているのかと思いますね。

(吉澤委員長)

気になっているところを挙げていただけたかと思います。それでは、ご意見が出揃いましたので、以上とします。

本日予定しておりました議事をすべて終了いたしましたので、進行を司会と交代させていただきます。

3 その他

(司会 小島副課長)

続きまして、次第3 その他でございます。

「その他」といたしまして、事務局から連絡事項がございます。事務局から御説明申し上げます。

(事務局)

会議日程について連絡がございます。(仮称)宮代町手話言語条例検討委員会 会議日程の資料をご覧ください。委員の皆様と日程調整をさせていただきまして、日程を決めさせていただきました。第3回検討委員会が10月13日(木)午後1時30分からすてっぷ宮代多目的室しいがしです。第4回検討委員会は12月14日(水)午後1時30分からすてっぷ宮代多目的室しいがしです。第5回検討委員会が2月16日(木)午後1時30分からすてっぷ宮代多目的室はくもくれんで開催します。

以上です。

(吉澤委員長) いつまで仮称なのでしょうか。

(事務局)

会議の名称はこのままです。会議を設置する段階では条例の名称がまだ決まらないので、仮称となっています。

(吉澤委員長) 終わるまで仮称ですね。理解しました。

4 閉会

(司会 小島副課長)

以上をもちまして、第2回(仮称)宮代町手話言語条例検討委員会を終了いたします。